



診療ガイドライン作成に参加するにあたって 気をつけなければいけないことはありますか？



”利益相反”や”守秘義務”について留意することが求められます。

科学者・専門家としての活動と、個人としての社会経済的な利益（利害）が衝突・相反している状態のことを、「利益相反（Conflict of Interest：COI）」といいます。利益相反があることで、研究の独立性が損なわれる可能性があります。

診療ガイドラインの作成においても、患者・市民の立場として、診療ガイドライン作成以外の活動に伴う社会的、経済的、あるいは知的な利害関係から、診療ガイドラインの作成において公正な判断ができない、または、そのように疑われる事態をできる限り避けることが望まれます。

そこで、診療ガイドライン作成の際には、各委員が自身の利益相反について申告し、ガイドライン作成委員会の中での役割を制限したりするなどして、公正な判断が損なわれないよう管理することが重要になります。（利益相反）

また、診療ガイドライン作成委員会での議論の内容や、他の委員のプライバシーに関することについては、外部に漏らさないよう注意することが必要です。（守秘義務）

利益相反を申告する

企業等



研究費、講演料など



診療ガイドライン



守秘義務を守る